

第10章 活力ある農業・農村づくり

1 農業・農村への道民理解

(1) 農業・農村の多面的機能

(多面的機能の概要)

農業・農村は、食料の安定供給といった基本的役割に加え、その生産活動を通じて、洪水や土壌浸食の防止、水源かん養などの国土保全機能をはじめ、良好な景観の形成や自然環境の保全、さらには、教育や休息・休暇の場の提供など多面的な機能を有しています。

平成13年（2001年）に日本学術会議が行った農林水産大臣に対する答申では、こうした多面的機能の評価額は8兆2,226億円に上っています。

こうした農業・農村のもつ多面的機能による効果は、農業関係者や農村地域に居住する人々だけではなく、国民全体が享受しています。これらの効果を将来にわたって発揮することができるよう、農業・農村に対する理解を得つつ、農業・農村の振興に取り組む必要があります。

(2) 道民理解の促進

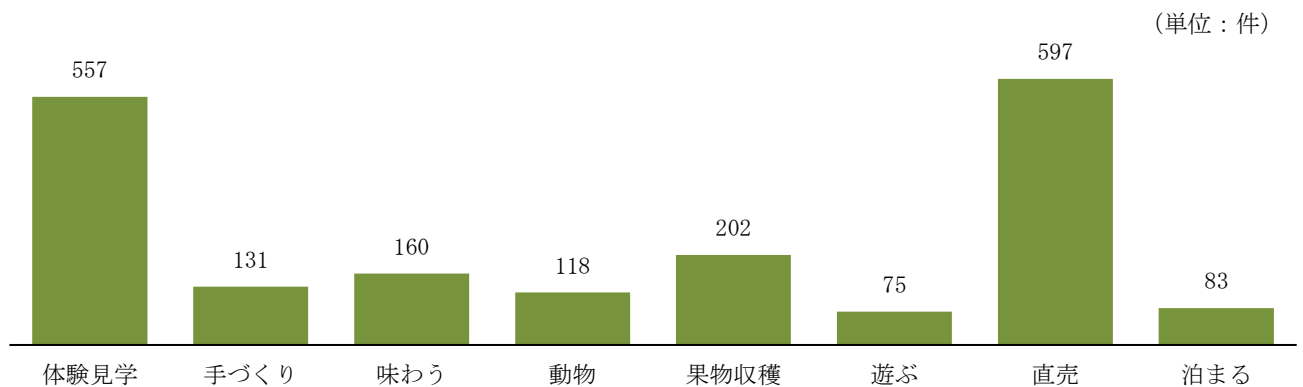
(ふれあいファームと地域が取り組む草の根交流の促進)

道では、道民理解の促進に向けた取組の一環として、都市住民との交流活動に意欲的な農業者を「ふれあいファーム」として登録し、都市住民へのPRに努めています。

ふれあいファームは、道民に気軽に訪れてもらい、農業体験や農業者の方々との語らいを通して、日頃接する機会の少ない農業の実際の姿に触れ、農村の魅力を感じてもらう交流の拠点としての役割を果たしています。

平成9年度（1997年度）に登録を開始して以来、農村と都市をつなぐ交流の場として定着し、令和2年（2020年）3月末現在で、864農場が登録され、田植えや収穫、乳牛の搾乳などの農作業体験のほか、バターやそば打ち等の手づくり体験、農産物の直売など、農業者の創意と工夫をこらした様々な取組が行われています。

図表10-1-1 ふれあいファームの取組内容（北海道）



資料：北海道農政部調べ（令和2年（2020年）3月末現在）

注：1）農場によっては複数の取組内容を設けているところがある

2）体験見学：田植え・稲刈り、ジャガイモの収穫、草取り、農業施設見学など

3）手づくり：豆腐、チーズ、バター、ジャム、そば打ち、ドライフラワーなど

4）味わう：アイスクリーム、自家製ソーセージ、ファームレストランでの食事など

5）動物：乗馬、羊毛刈り、牛の乳搾りなど

6）果物収穫：りんご、さくらんぼ、ぶどう、なしなど

7）遊ぶ：歩くスキー、かんじきツアー、フットパスなど

8）直売：農産物、農畜産加工品（つけもの、バター、チーズなど）

9）泊る：ファームイン、キャンプなど

（農業・農村に対する幅広い理解を促進）

平成10年（1998年）に道内の農業団体や経済団体、消費者団体等により設置された「農業・農村ふれあいネットワーク」では、道民の農業・農村に対する幅広い理解を促進するため、ラジオ放送による情報発信やくるるの杜での都市・農村交流イベントの開催など、様々なPR活動を進めています。

近年は、特に学校教育との連携を積極的に進めており、小中学校の教員が「農業のプロ」である農家に短期間滞在し農作業を体験する「農村ホームステイ」の取組は、道内各地で浸透し、農業・農村に対する理解の促進と学校教育現場への活用に寄与してきました。

また、道では、都市と農村、道民と農業者の架け橋として、農業者の活躍をはじめとする農業・農村に関する様々な動きを伝える情報誌「コンファ（confa）」を発行しており、広く道民の皆さんに読んでもらえるよう市町村の施設窓口や道の駅、図書館、金融機関、病院等に配布しているほか、道と包括連携協定を締結している企業の協力により高速道路のパーキングエリアや羽田空港に備え置くなど、都市生活者が農業・農村に関する情報に触れる機会の拡大に努めています。

2 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

(1) 多面的機能の発揮に向けた取組

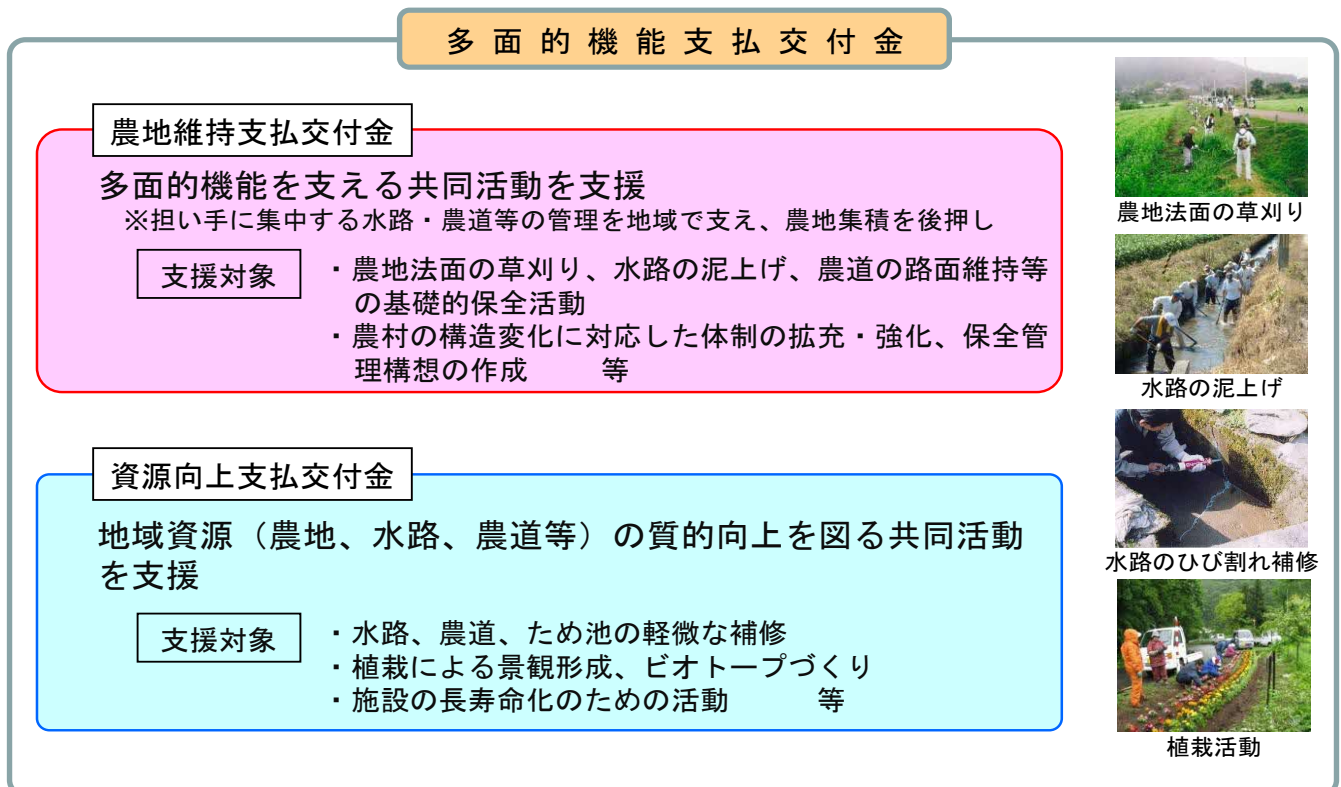
(多面的機能支払交付金)

農業・農村が有する国土保全や水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能による利益は、広く国民が享受しています。こうした多面的機能は、農村集落の共同活動により支えられていますが、近年、農村地域の過疎化や高齢化、農家と非農家の混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、集落機能の低下により共同活動が困難になると、農用地や水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加することが懸念されます。

このような状況に対応するため、国では平成26年度（2014年度）に「多面的機能支払交付金」を創設し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行い、地域資源の適切な保全管理を進めています。また、これにより、担い手農家への農地集積の後押しも行っています。

令和元年度（2019年度）では、道内の151市町村、765組織で取組が行われており、交付対象面積は約77万haとなっています。活動組織における共同活動としては、農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全などの取組が行われています。

図表10-2-1 多面的機能支払交付金の概要



(2) 中山間地域等の振興に向けた取組

(中山間地域等直接支払交付金)

中山間地域等直接支払制度は、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法及び離島振興法の地域振興5法の指定地域等において、耕作放棄地の発生が懸念される傾斜農用地等を対象に、平地地域との生産条件の格差の8割相当を交付金として支払うもので、集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動などを行う農業者等を対象に、平成12年度（2000年度）から5年間ごとの対策として実施されてきました。

平成27年度（2015年度）から始まった第4期対策では、集落活動への女性・若者等の参加を促進する取組に対する支援強化などが行われ、令和元年度（2019年度）の道内の取組実績は、98市町村、321協定（320集落協定及び1個別協定）、交付対象面積は約32万haとなっています。

集落における共同取組としては、10年から15年後を見据えて、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくかを話し合うほか、農業生産活動を通じた耕作放棄の防止や多面的機能を増進する取組に加えて、協定農用地の拡大や機械・農作業の共同化など集落の状況に応じた取組が行われています。

図表10-2-2 共同取組活動の概要

項 目		主 な 取 組	
①集落マスタープランに定めた取り組むべき事項		集落のめざすべき将来像とそれを実現するための活動方策	
②農業生産活動などとして取り組むべき事項	耕作放棄の防止などの活動	賃借権設定・農作業の受委託、農地の法面点検	
	水路・農道等の管理	農道の管理、水路の管理	
	多面的機能を増進する活動	景観作物の作付け、堆きゅう肥の施肥	
③農業生産活動などの体制整備として取り組むべき事項	農用地等保全体制整備	農地法面、水路・農道等補修・改良	
	選択的必須要件	A要件	機械・農作業の共同化、農業生産条件の強化
		B要件	新規就農者の確保
		C要件	共同で支え合う集团的かつ持続可能な体制整備

資料：北海道農政部作成

交付金を活用したこれらの取組により、耕作放棄地の発生防止に向けた活動などが積極的に行われ、生産条件が不利な地域における生産の維持や多面的機能の確保に大きな効果を上げており、令和元年（2019年）に実施した第4期対策の最終評価においても、実施市町村や農業者から「集落の話し合いなどによる共同意識の高まり」や「新規就農者等の人材が確保された」など、中山間地域から高い評価を得ています。

(活力ある中山間地域づくり)

中山間地域は、農業生産活動や森林の整備などを通じ国土保全などの多面的機能を有しており、下流域の生命と財産を守る重要な国民全体の財産となっています。

しかし、平野部と比べて地理的・社会的条件が不利な中山間地域では、担い手の減少や高齢化、過疎化の進行が早く、集落機能や多面的機能の低下が懸念されています。

多面的機能を有する中山間地域を守り、発展させ、豊かさと活力ある農村づくりを行うため、道内では生産基盤や農村生活環境、防災対策等のハード面の総合的な整備が進められています。

3 農業・農村とのふれあいの場の提供

(1) 都市と農山漁村の共生・対流

(進む都市と農村の交流)

近年、「ものの豊かさ」から「こころの豊かさ」へと、国民の価値観やライフスタイルが多様化し、都市住民や訪日外国人を中心に、農山漁村の風土に根ざした食や農林漁業体験のほか、美しい景観・田園空間に身を置くことで感じる清々しさや豊かさなどを求める気運が高まっています。

一方で、こうした多様な機能を有する農村においては、人口減少や高齢化が進行していることなどから、地域の活力低下が危惧されています。

このため、都市住民や外国人旅行者に対し、食や体験、交流などを通じて農村の魅力にふれる機会を提供し、農業・農村への理解を深めてもらうとともに、地域の活性化につなげていくことが重要となっています。

道内では、地域の多様な資源を活かした農産物の加工や販売、農家レストラン、ファームイン等のグリーン・ツーリズムの取組が各地で進められているほか、学校教育や社会教育における体験学習等の場として農村を活用する動きが広がってきており、修学旅行等のメニューとして農業体験を取り入れる学校も増えてきています。

(定住と地域間交流の促進)

国は、農山漁村における定住や二域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、平成19年（2007年）5月に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律を制定し、市町村等が作成した活性化計画の実現に向けて、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）により、農産物加工・販売施設や地域間交流拠点等の整備を支援しています。

道内の市町村においても、この活性化計画に基づく交付金を活用した都市農山漁村総合交流促進施設や新規就農者等技術習得管理施設の整備などの取組が進められています。

(子ども農山漁村交流活動の推進)

子どもたちが親元を離れ、農村で体験交流活動を行うことは、農村に暮らす人々との交流をはじめ、自然・農業体験や農村文化に触れる機会となるばかりではなく、自らを律しつつ、周囲と協調することを通じて、思いやる心や共感する心を育み、豊かな人間性や社会性等を身に付ける貴重な機会となります。

また、受け入れる農村においても、子どもたちが、驚きと感動をもって自然や農業と向き合う姿や元気な笑い声、様々な体験に取り組む真剣な眼差し等が、郷土の良さを再発見し、誇りを呼び起こすとともに、子どもたちとの交流を契機とした地域の再生や活性化につながったなどの効果が報告されています。

こうした動きに対応し、国は、平成20年度（2008年度）から「子供の農山漁村体験（通称：子ども農山漁村交流プロジェクト）」に取り組んでおり、平成30年度（2018年度）に閣議決定

された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」においても、具体的な目標を定め、取組を推進していくこととされました。

道においても、このプロジェクトの推進を図るため、総合政策部が中心となり「子ども農山漁村交流プロジェクト推進庁内連絡会議」を設置し、教育庁をはじめとした関係部署との情報共有と活動推進に取り組んでいます。

(2) グリーン・ツーリズム

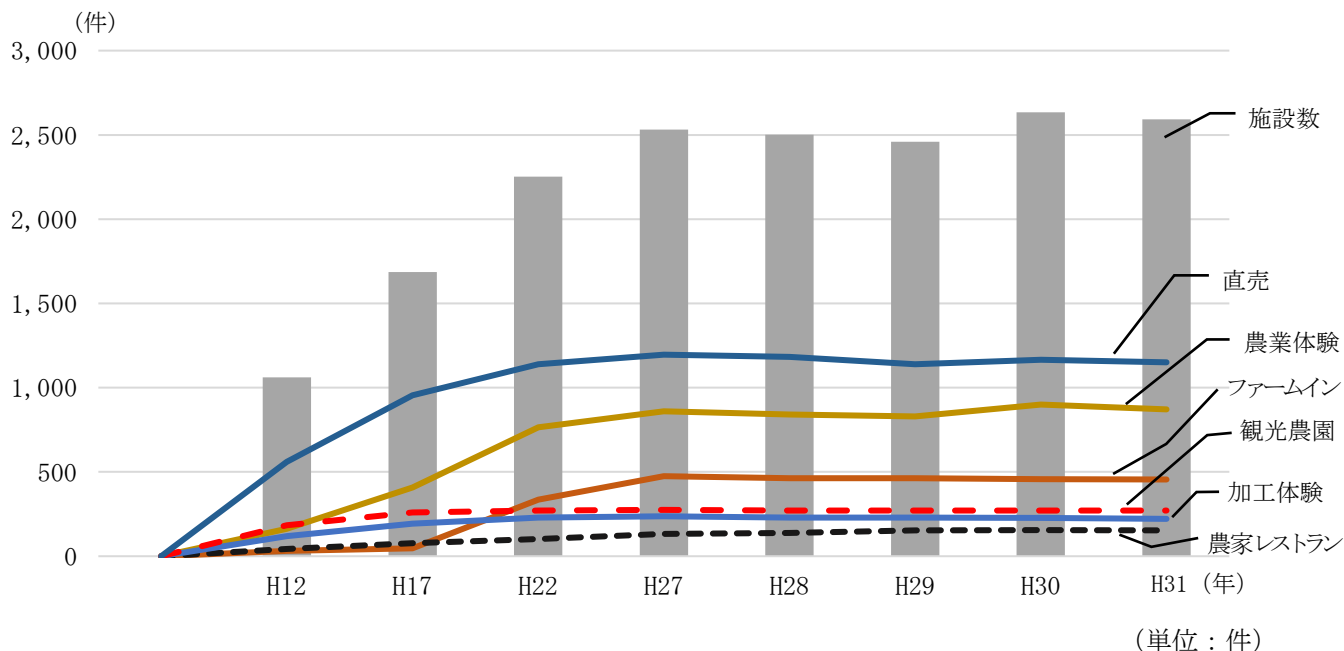
(美しい景観と地域の食を活かしたグリーン・ツーリズムの推進)

グリーン・ツーリズムは、都市住民が農山漁村の自然や文化に触れ、そこに暮らす人々との交流を通じて、農林漁業・農山漁村への理解を深めるとともに、交流人口の増加や定住促進、6次産業化などによる新たなビジネスの創出を通じた、地域の所得、雇用の拡大に、大きな効果が期待されています。

道内のグリーン・ツーリズム関連施設は、平成12年（2000年）の1,062件に対し、令和元年（2019年）には約2.4倍の2,592件に増加しており、道内各地で美しい農村景観や地場農産物等を活用し、来訪者のニーズに応える多様な取組が行われています。

道内では34市町村において、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（農村休暇法）に基づく「農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する計画（市町村計画）」を策定し、グリーン・ツーリズム関連施設の整備を進めています。

図表10-3-1 グリーン・ツーリズム関連の取組件数の推移（北海道）



区分	受入施設数(実総数)	主な施設形態の内訳					
		ファームイン	農家レストラン	農業体験	加工体験	観光農園	直売
H12年	1,062	32	43	163	120	183	559
17	1,687	46	78	407	193	260	954
22	2,252	335	102	765	229	272	1,140
27	2,532	475	132	862	237	275	1,195
28	2,501	463	139	840	230	272	1,182
29	2,459	462	153	830	230	272	1,139
30	2,635	457	155	900	227	272	1,166
31	2,592	455	154	872	222	271	1,151

資料：北海道農政部「グリーン・ツーリズム関連施設調査」（各年1月現在）

（多様な主体による地域ぐるみの「農村ツーリズム」の推進）

これまで、グリーン・ツーリズムは主に農林漁業者の取組として推進されてきましたが、近年、農家戸数の減少や経営規模の拡大が進み、人手不足が深刻化する一方で、旅行形態の多様化や農山漁村での多様な体験を求める旅行者が増加してきていることから、道では、より幅広い視点でグリーン・ツーリズムを捉え直し、農林漁業者を含む地域の多様な主体が地域ぐるみで連携して、豊かな自然や新鮮でおいしい食、農林漁業や地域の歴史・文化体験などを提供する取組を「農村ツーリズム（農たび・北海道）」として推進しています。道内では、農山漁村の農家民宿等に滞在し、農業や農村の暮らしを体験する教育旅行の取組に加え、農作業体験や農産物加工体験、郷土食の提供、豊かな自然環境の中でのアウトドアや健康・美容体験を組み合わせるなど、農山漁村が持つ地域資源を有効に活用した取組が進められています。

また、道内関係機関との連携強化を図るため、平成30年度（2018年度）に「北海道農村ツーリズム連絡会議」を設置し、関係機関や団体がより一層連携して農村ツーリズムの推進に向けた情報共有や地域の構想づくりへの支援などに取り組んでいます。

～ 農村ツーリズムの取組 ～ （札幌大谷大学との「農たび・北海道」連携事業）

【農たびロゴマークの制作】

道では、平成28年度に「食・滞在・体験等を地域ぐるみで受け入れる新たなグリーン・ツーリズム」に取り組むため、その呼称を「農村ツーリズム」と命名するとともに、旅行関係者や若手職員からキャッチフレーズを募って「農たび・北海道」に決定しました。

そこで、この取組を広く知ってもらい、地域の関係者に共感してもらうためのロゴマークを制作するに当たり、平成29年度「民間企業等とのタイアップ事業」により札幌大谷大学芸術学部美術学科に協力を依頼したことが連携事業の始まりです。



学生のデザインにより完成したロゴマーク

【学生の意識醸成とPR作品制作】

平成30年度からは同大学社会学部地域社会学科も取組に加わり、美術学科では農山漁村の魅力を発信するデザイン力の習得を、地域社会学科では現地調査やマーケティングの社会実験等を目的とした講義の一環として、道と共に「農たび」を推進することになりました。

カボチャ苗の植付体験



道庁ロビーでの作品展示



学生が制作したポスター

この学生との取組では、道職員による農業の出前講座を行い、また、学生に稲刈りやカボチャ苗の植付等を経験してもらい、常日頃、農村地域との関わりが薄い学生に農村の魅力を知ってもらい、その上で、美術学科の学生に「農たび」の浸透を図る動画やポスター、地域を元気にするアイデアグッズを制作してもらい、地域の魅力の発信や再発見につながる活動を行っています。

【都会の若者の視点を活かした提案】

また、全道で農泊に取り組む実践者等を対象にしたネットワーク研修会では、地域社会学科の教授や学生が中心となって参加者全員によるグループワークを行い、地域の課題を洗い出した上で、解決に向けて都会の若者の視点を活かした提案をするなど、地域づくりの新たな発想が生まれるきっかけとなっています。



グループワークの様子